

「安平町まちづくり基本条例(案)」意見募集（パブリックコメント）の結果について

安平町まちづくり基本条例(案)について、貴重なご提言をいただきありがとうございました。意見募集をした結果について、下記のとおり取りまとめましたので公表します。

なお、いただきましたご提言も参考にしながら、法制上の基本原則をもとにして、庁舎内でも議論させていただき、基本条例(案)に修正を加えさせていただいております。

1. 募集期間 平成 25 年 1 月 21 日（月）～平成 25 年 2 月 20 日（水）
2. 意見提出 1 人 14 件
3. 公表方法 町ホームページ、早来庁舎総務課総務グループ、追分庁舎健康福祉課住民サービスグループ、広報あびら 10 月号（主な意見のみ掲載）

4. 意見と町の回答など

	意見の概要	町の回答
①	安平町まちづくり基本条例とは、基本条例本体と関連諸条例で構成する「総合型まちづくり基本条例」という考え方で行くべきと考えます。基本条例本体では、理念、原則、仕組み、作動条件などの基本的な事項を記すにとどめ、それを踏まえて別に関連条例を制定し、そこで具体的な内容を条文化していくべきと考えます。制定する関連条例は、「総合計画条例、財務規律条例、町民参加条例、町民投票条例、政策評価条例、競争入札条例、外郭団体条例、以上の条例制定に向けて検討されますことを提言します。また、まちづくり基本条例の制定に伴い、行政手続条例、情報公開条例、個人情報保護条例、環境基本条例、緑化条例の精査を要請します。	貴重なご提言ありがとうございます。いただきましたご提言も参考にしながら、法制上の基本原則をもとに、条例案の理念を変えずに条文を全体的に簡潔に整理させていただきました。関連する条例等については、町民参画推進条例・町民自治推進委員会条例・住民投票条例を、基本条例と同時提案できるよう準備を進めるとともに、その他の関連する条例等の検討についても、随時行っていきます。
②	第 8 条の削除 理由 当事者が町民に対して自らの政策を示す一つの手段であり、運用として取り扱うべきである。	選挙にあたって、候補者の考え方を町民示すことが大切であることから、努力規定として設けるものであることをご理解ください。
③	第 13 条第 2 項第 3 項第 4 項の削除 理由 条例で定めると明文化される。	住民投票制度については、町民が政策に関する意思決定へ参画できる社会的な措置であり、大きな意義があるため規定するものですが、投票制度の要件については、住民投票条例で定めることとしました。
④	第 15 条の削除 理由 第 12 条で明文化されている。要綱の一部改正、別途条例で定めるとなっている。	第 12 条では、町民の意見を幅広く聴取し、町民が策定段階から参画できる機会を保障することを規定しており、その手段として第 15 条でパブリックコメントを規定していますことをご理解ください。
⑤	第 18 条の削除 理由 町職員の責務第 39 条と重複する。運用として取り扱うべきである。	第 39 条では、町職員としての基本的な責務について規定しており、第 18 条では、協働のまちづくりを進めるうえで、自治会・町内会との連携が不可欠であり、今後重点的に取り組むために、その内容を規定していますことをご理解ください。

⑥	<p>第 22 条第 2 項の内容変更 理由 最近の世の中の流れの早さと比べて、計画期間が長すぎるとの意見があります。何故、基本構想（総合計画）10 年なのか議論をする必要がある。また、基本条例に期間を条文化する必要があるのか。 よって、以下の条文とする。 「町は、総合計画の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。」</p>	<p>基本構想 10 年、基本計画 5 年という期間は、現在の仕組みに合わせた記述であり、現計画が終了する時点で、期間等について見直すこともあり得ると考えています。</p>
⑦	<p>第 6 章 生涯学習の推進（第 27 条～第 30 条）の削除 理由 安平町次世代育成支援対策施行計画、総合計画に目標と施策が明らかにされている。基本条例に個別計画を条文化することは適当ではない。</p>	<p>協働のまちづくりに欠かすことのできない地域のコミュニティ活動を活発化させるためには、生涯学習の推進のみならず、人づくりや担い手づくりも重要な要素となってくることから、「担い手づくり」として条文を整理させていただきました。</p>
⑧	<p>第 31 条、第 33 条の削除 理由 第 25 条（行政改革）、第 38 条（町長の責務）と重複する。</p>	<p>重複している箇所等については、条文を整理させていただきましたのでご理解ください。</p>
⑨	<p>第 8 章 議会の役割を削除し、以下の条文とする。 議会の役割と責務 議会は、立法などの町の重要な政策決定などを行います。 2 議会の議員は、この条例の理念や原則と制度を遵守し、町民の付託に対する自らの責任を誠実に果たさなければならない。 3 議会と議会の議員は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員間の自由な討議を重んじなければならない。 4 議会の議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、議会は、町民参加の拡充に努めなければなりません。 5 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、調査活動と立法活動の拡充に努めなければなりません。 6 議会と議会の議員の責務などの基本的な原則は、別に議会基本条例で定めます。 理由 議会基本条例との重複を避けるため。</p>	<p>現在策定作業が進められている議会基本条例の内容と重複しないよう、条文を整理させていただきましたのでご理解ください。</p>
⑩	<p>第 37 条の次に以下の条文を追加する。 子どもの権利、責務等 子ども（18 歳未満の町民をいう。以下同じ。）は、町民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう次に掲げる権利を有する。 ①生きる権利 ②育つ権利 ③守られる権利 2 子どもは、その年齢に応じた町民の責務を負う。 3 町民、議会及び町長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、</p>	<p>いただきましたご提言を参考にして、「担い手づくり」の条に、子どもが健やかに育つ環境の整備について規定させていただきました。</p>

	<p>子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。</p> <p>理由 子どもに対する町民の思いを明確にするため必要である。</p>	
⑪	<p>第 38 条第 5 項、第 39 条第 3 項の削除</p> <p>理由 公益通報制度については、庁舎内で議論を重ねるべきであり、基本条例に条文化すべきではない。</p>	<p>内部告発を行った労働者保護のための法律である「公益通報者保護法」が制定されているため、第 38 条第 5 項及び第 39 条第 3 項は削除させていただきました。</p>
⑫	<p>第 40 条を削除</p> <p>理由 第 7 条、第 12 条と重複する。運用として取り扱うべきである。</p>	<p>第 7 条では、情報共有に基づく協働のまちづくりを進めるうえでの説明責任を規定しており、第 40 条では、それらの説明責任とともに対応する責任等について規定していますことをご理解ください。</p>
⑬	<p>第 41 条を削除し、以下の条文とする。</p> <p>町長は、このまちづくり基本条例の運用状況の点検を行うため、町民等で構成する安平町まちづくり基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 町長は、毎年度このまちづくり基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 委員会は、このまちづくり基本条例の運用状況について、町長に意見を述べるができる。</p> <p>4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>理由 委員会がすべきことは、まちづくり基本条例の目的・意義を町民に啓発・啓蒙することであり、町民の参加意欲を引き出し、意欲ある人と人を結びつけていくことにある。活動を実践する組織にすべきである。</p>	<p>町民自治推進委員会については、協働のまちづくりを進めていくうえで、町民間及び町民と町との間を様々な形で媒介する役割も求められることから、いただきましたご提言を参考にして、条文を整理させていただきました。</p>
⑭	<p>第 42 条を削除し、以下の条文とする。</p> <p>町は、この条例について地域社会の変化により、見直し・改正の必要が生じた場合は、速やかに改正しなければなりません。</p> <p>理由 町民の意見に基づき議会の議決を経て、見直し・改正を行うべきである。</p>	<p>見直しや改正の必要がある場合については、広く町民からのご意見を聴取のうえ、適時に議会提案させていただくことで考えていますのでご理解ください。</p>